

○ 周波数割当計画 新旧対照表（一重下線部分[]が変更箇所。）

変 更 案	現 行																								
<p style="text-align: center;">周波数割当計画</p> <p>第1 総則</p> <p>1 (略)</p> <p>2 この計画において法第26条第2項第2号に規定する無線局の目的は、次の表の左欄に掲げるとおり区分し、それぞれ、同表の右欄に掲げる範囲の無線局が該当するものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">無線局の目的</th> <th style="text-align: center;">無線局の範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">アマチュア業務用</td> <td>金銭上の利益のためでなく、専ら個人的な無線技術の興味によって行う自己訓練、通信及び技術的研究の業務を行うことを目的として開設するものであること</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">小電力業務用</td> <td>次のいずれかに該当するものであること ア 施行規則第6条第1項第2号に規定するもの イ 法第4条第2号又は第3号に規定するもの</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>3～6 (略)</p> <p>第2 周波数割当表 1～7 (略)</p>	無線局の目的	無線局の範囲	(略)	(略)	アマチュア業務用	金銭上の利益のためでなく、専ら個人的な無線技術の興味によって行う自己訓練、通信及び技術的研究の業務を行うことを目的として開設するものであること	(略)	(略)	小電力業務用	次のいずれかに該当するものであること ア 施行規則第6条第1項第2号に規定するもの イ 法第4条第2号又は第3号に規定するもの	(略)	(略)	<p style="text-align: center;">周波数割当計画</p> <p>第1 総則</p> <p>1 (略)</p> <p>2 この計画において法第26条第2項第2号に規定する無線局の目的は、次の表の左欄に掲げるとおり区分し、それぞれ、同表の右欄に掲げる範囲の無線局が該当するものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">無線局の目的</th> <th style="text-align: center;">無線局の範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">アマチュア業務用</td> <td>金銭上の利益のためでなく、もっぱら個人的な無線技術の興味によって行う自己訓練、通信及び技術的研究の業務を行うことを目的として開設するものであること</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">小電力業務用</td> <td>次のいずれかに該当するものであること ア 施行規則第6条第1項第2号に規定するもの イ 法第4条第2号及び第3号に規定するもの</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>3～6 (略)</p> <p>第2 周波数割当表 1～7 (略)</p>	無線局の目的	無線局の範囲	(略)	(略)	アマチュア業務用	金銭上の利益のためでなく、もっぱら個人的な無線技術の興味によって行う自己訓練、通信及び技術的研究の業務を行うことを目的として開設するものであること	(略)	(略)	小電力業務用	次のいずれかに該当するものであること ア 施行規則第6条第1項第2号に規定するもの イ 法第4条第2号及び第3号に規定するもの	(略)	(略)
無線局の目的	無線局の範囲																								
(略)	(略)																								
アマチュア業務用	金銭上の利益のためでなく、専ら個人的な無線技術の興味によって行う自己訓練、通信及び技術的研究の業務を行うことを目的として開設するものであること																								
(略)	(略)																								
小電力業務用	次のいずれかに該当するものであること ア 施行規則第6条第1項第2号に規定するもの イ 法第4条第2号又は第3号に規定するもの																								
(略)	(略)																								
無線局の目的	無線局の範囲																								
(略)	(略)																								
アマチュア業務用	金銭上の利益のためでなく、もっぱら個人的な無線技術の興味によって行う自己訓練、通信及び技術的研究の業務を行うことを目的として開設するものであること																								
(略)	(略)																								
小電力業務用	次のいずれかに該当するものであること ア 施行規則第6条第1項第2号に規定するもの イ 法第4条第2号及び第3号に規定するもの																								
(略)	(略)																								